

保存版

サステイナブルなひと、
生活クラブ

2018年7月改訂版



エコロ制度 ガイドブック



エコロ (ECCOLO) は、「はい、どうぞ」の意味を持つイタリア語です。
「気軽にケアをしあいましょう」という気持ちを表現しています。
マークには、困ったときに手をさしのべあい、
たすけあうという想いがこめられています。

生活クラブ虹の街

※「生活クラブ虹の街」は、生活クラブ生活協同組合・千葉の通称です。

■はじめに

エコロ制度は、今住んでいる地域でちょっと手助けがほしいなという時の「手助け」をささえるしくみとして、1986年に生活クラブで生まれました。しくみの内容は少しずつ異なりますが、東京や神奈川などの生活クラブでも、たくさんの組合員のたすけあいをはぐくんでいます。その価値が認められ、今では、すべての生活クラブに「エコロ制度」を作っているという広がりを見せています。

エコロ制度は、これまで、組合員の想いや社会の流れなどに沿って、制度改正を重ねてきました。つねに、今できること、必要とされていることに合わせて制度改正しますので、これで完成ということはありません。これからもお

おぜいの組合員の参加のもと、つかいやすく、喜ばれる制度になっていくと思います。

エコロ制度は、運営委員や理事を引き受けている人の活動や、子育て中の人、病気や怪我の時、そして高齢によるちょっとした日常の不自由さ等を、直接的なお手伝いで支えており、たいへん喜ばれています。喜びの声を支えてくださる皆さんに届くように、手助けがほしいと思う時に、気軽に頼める仲間をはぐくめるように、エコロ制度の改訂版をつくりました。

エコロはしくみであり道具です。目的は地域につながりを作ることです。どうぞ、よく読んで、暮らしにお役立てください。

理事・福祉委員会委員長 山本 百合

■エコロ制度とは

組合員からの毎月100円の掛金のうち、約80円は日常生活の保障や組合員活動への保障として組合員に還元されます。このほか、託児ケアシステム風船や、「福祉・地域づくり企画助成」としてブロックによる組合員のための福祉企画開催の支援にも使われます。

また掛金のうち約20円はエコロ福祉基金として積み立てています。基金には、生活クラブが関係する地域づくりや福祉活動・事業に活かされる「エコロファンド」と、地域の福祉団体への助成を通じて住みよい地域づくりに貢献していくための「エコロ福祉助成」の2種類があります。



■もくじ

はじめに・エコロ制度の概要・もくじ.....	P. 2
保障項目・提出書類一覧・保障内容一覧／事由が発生したら.....	P. 3
エコロ申請から給付まで.....	P. 4～5

-----保障内容のご案内-----

日常生活保障.....	P. 6～7
組合員活動保障.....	P. 8～11
給付事例.....	P. 12
リーディングサービス／託児ケアシステム.....	P. 13
エコロ制度のケアを実施する団体紹介.....	P. 14～15
生活クラブ福祉・たすけあい8原則.....	P. 16
エコロの歴史.....	P. 17
エコロ制度規約と細則.....	P. 18～19
連絡先一覧.....	P. 20

■保障項目・提出書類一覧・保障内容一覧

保障項目(申請書式の名称)			申請書に添付する書類	頁
日常生活保障	生-①	病気療養時ケア保障	領収書(配達サービスのあるデポでの配達料は実費負担のため)	6
	生-②	高齢者・介護・養護に関するケア保障	領収書(配達サービスのあるデポでの配達料は実費負担のため)	6
	生-③	災害時ケア保障	領収書(配達サービスのあるデポでの配達料は実費負担のため)	7
	生-④	虹の街・千葉グループの社会福祉活動への参加を支えるためのケア保障	居場所の運営者(組合員)を依頼者とし申請は依頼者が行います。申請についてはブロックに事前連絡が必要です。	7
	生-⑤	加入者本人または家族の儀式や行事により、長期または緊急に留守にするときのケア保障	領収書(配達サービスのあるデポでの配達料は実費負担のため)	7
組合員活動保障	組-①	共同購入品・備品の盗難・破損	配達票または購入備品のレシート等	8
	組-②	組合員活動中の不慮の事故による入院・在宅療養	医療機関の領収書	9
	組-③	組合員活動中の不慮の事故による賠償責任	治療費領収書、写真、修理費明細または領収書等	9
	組-④	組合員活動中の不慮の事故による自己所有物の破損・盗難・紛失及び自損事故	写真、修理費明細または領収書等(自転車・組合員活動費の盗難は警察署の受理番号)	9
	組-⑤-1	託児・高齢者・障がい者の見守りケア		10
	組-⑤-2	延長保育サービスの利用	事業者の請求書・領収書等の金額またはサービスのルールが明記されている書類(コピー可)	10
	組-⑤-3	家事援助		10
	組-⑤-4	共同購入品の受け取り		10
	組-⑤-5	介護サービスの利用補助(役員活動のみ)	事業者からの請求書または領収書等の金額が明記されている書類(コピー可)	11

※「共同購入」とは、組合員が消費材を購入することを言います。

組合員の利用する力を集めることで、自らの望む品質と価格の品を手に入れるしくみです。

事由が発生したら

- 申請書を取得します。入手方法は以下のとおりです。

① 所属のブロックに連絡し申請用紙を取り寄せる。
(配達担当者やデポで話してからでも可能。)

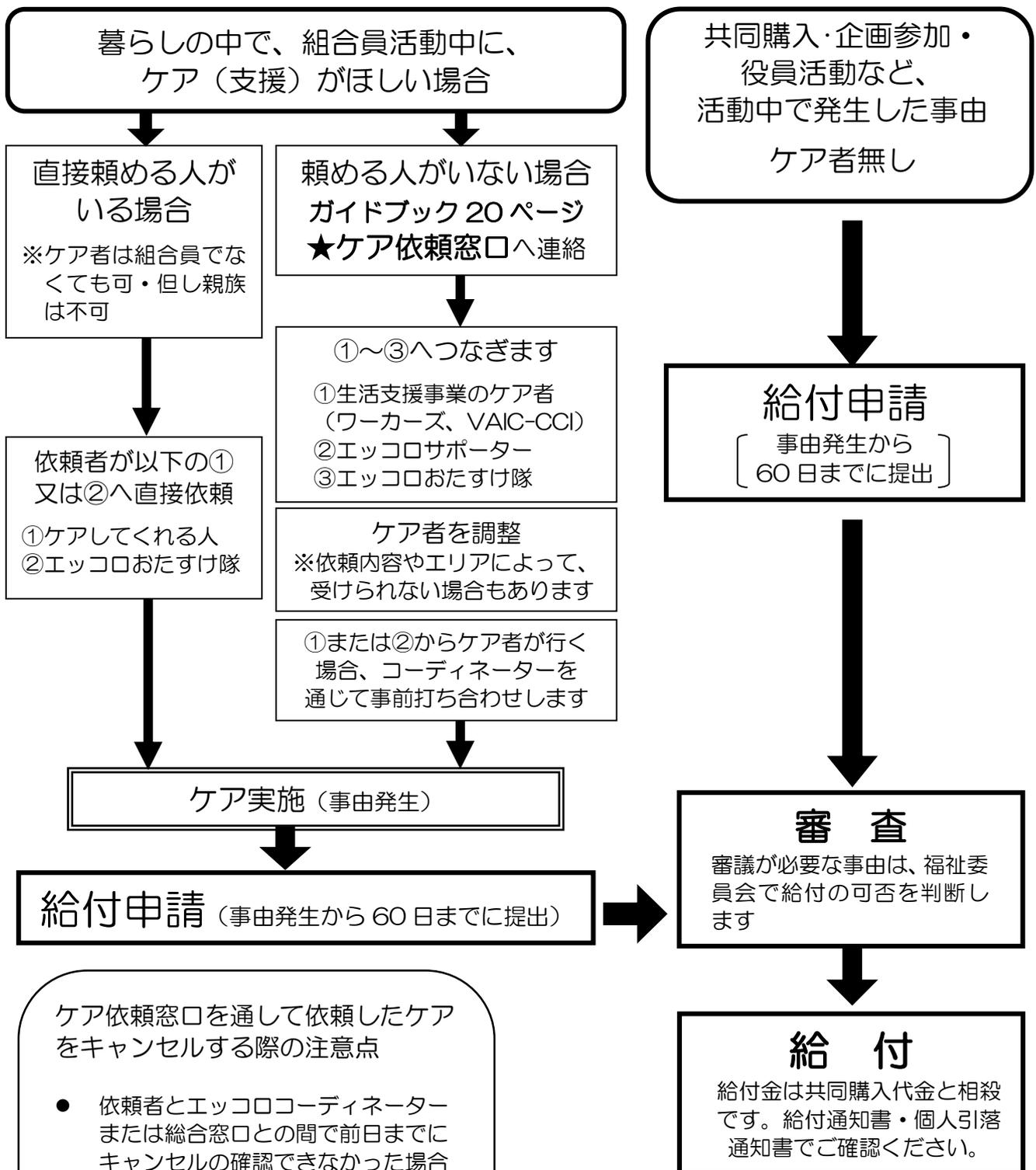
② 生活クラブ千葉のホームページよりダウンロード

組合員メニュー > エッコロ制度 > 各申請書のダウンロード

- エッコロ制度加入者である依頼者が、申請書に必要な事項を記入します。
※申請書に別途添付する書類が必要な場合があります。ご確認ください。
※ただし、エコロコーディネーターもしくは総合窓口にてケアを依頼した場合は、申請用紙はケア者が持参します。ケア依頼者は署名捺印をお願いします。
- 事由発生後、できるだけ早めに給付申請用紙を提出してください。
※注意 提出期限は原則、事由発生・ケアの実施から60日までとします。
- 給付限度額は、年間(4/1～翌年3/31までの受付分)10万円までです。また、保障ごとに限度額を設定しています。詳しくは各保障のページを参照ください。

連絡先は裏表紙(20ページ)

■ エッコロ申請から給付まで



ケア依頼窓口を通して依頼したケアをキャンセルする際の注意点

- 依頼者とエコロコーディネーターまたは総合窓口との間で前日までにキャンセルの確認できなかった場合は、キャンセル料が発生します。
- 依頼者の年間限度額から1時間分のケア金額を差し引きます。生活支援事業のケア団体を利用した場合は1時間分の利用者負担料金350円も発生します。



●ケア依頼「総合窓口」「エコロコーディネーター」

2017年10月より、ケア依頼する専用の窓口を設置しました。

【千葉・佐倉ブロック】申請受付やコーディネートを専門的におこなう「エコロコーディネーター」を配置しました。

【柏・松戸・市原・ベイブロック】ケアの「総合窓口」を設置しました。今後は全ブロックへ「エコロコーディネーター」の配置を目指しています。

エコロコーディネーターや総合窓口を通じて、依頼内容に応じて、ケア者を紹介し、ケア（支援）を実施するしくみです。

ケア依頼および対応できるエリアは、ガイドブック 20 ページ、

★**ケア依頼窓口**へご連絡下さい。

●エコロサポーター（個人登録ケア者）

2017年度より日常生活支援の担い手を確保するため、ケア者の個人登録が可能になりました。

身近に、かつ無理なくケアを成立させるためには、おおぜいの多様なケア登録者が欠かせません。

個人登録先はブロックになります。ケア者に支払われる給付金は、1回あたり1時間を目安として600円（買物に関するケアは300円）です。

みんなで、「気軽にケアしたり、されたり」のエコロ制度を充実させていきましょう。

●エコロおたすけ隊

共同班やご近所の付き合いの中から、またコミュニティなどの活動メンバーで、自主的にコーディネーターを置き、支援を必要とする身近な組合員から依頼を受け、ケアをするしくみです。

コーディネーターはケア依頼者からの依頼内容を聞き取り、ケア者を探し、組合員とつながります。

ケア者への給付金は、1回あたり1時間が目安で600円（買物に関するケアは300円）です。またコーディネーターには、コーディネートの成立の可否にかかわらず300円/件給付されます。

※登録の方法など詳しくは、ブロックにご相談ください。

給付金の受け取りについて

給付金は共同購入代金のご請求時にお支払いします（相殺）

- 組合員同士のケアの場合、ケア金はケア者に支払われます。
- 給付確定後に配布される専用の通知書、及び個人引落通知書でご確認いただけます。

生活支援事業のケア団体（ワーカーズコレクティブ・VAIC-CCI）をご利用される際の注意点

350円/1時間あたりの利用者負担料金がかります

- エコロの給付金、1時間あたり1,000円カウント（年間限度額に対し）されます。
- 利用者には、1時間あたり350円のご負担をお願いしています。ケア団体の経費の一部として支払われるためです。（共同購入代金から引落のため、申請は不要です）

《エコロケア中の事故について》

◎ケア者保障保険について

エコロに定められているすべてのケアについて「ケア者保障保険」が適用されます。ケア者が家を出てからケアを終了して帰宅するまでの間保障されます。

※万が一事故が発生した場合、速やかにご連絡下さい。

福祉・たすけあい事業部

TEL 043-278-7768

●傷害保険(ケア者本人)

死亡:300万円

入院:3,000円/日(180日間限度)

通院:2,000円/日(90日間限度)

●賠償責任保険

身体賠償:1億円 財物賠償:1億円

※賠償責任保険の免責金額5,000円（自己負担金額）設定分は「活動中の事故による賠償責任」での申請



日常生活保障

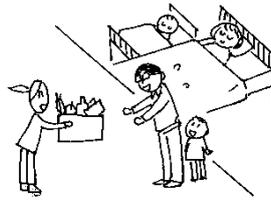
年間限度額

合計 15,000 円 (生-⑤のみ上限 6,000 円)

エコロ制度によるケアは、日常生活のちょっと困った時に誰でも簡単にできるたすけあいです。傷病・高齢・出産などが理由で、暮らしのなかで困りごとがあり支援してほしいことがあるときに依頼できます(条件は各項参照)。1回あたりのケアは1時間程度できるケアを想定しています。就業を理由としたケアは対象外です。

- 看護や介護など専門的な技能・知識が必要なケアには対応できない場合があります。
- 送迎時の車両事故の保障はありません。

生-① 病気・療養時ケア保障	ケア金 600円 / 1回あたり ※買物に関するケアは300円 / 1回あたり
加入者本人または家族の入院・在宅療養時に、身近な人に、本人または家族をサポートしてもらうときのケア保障	
例えば、どんなときに使えるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族が通院や入院したとき ・産前産後で在宅療養中のとき ・風邪で寝込んだとき <p>※特に期間は設けませんが、上記の理由により日常生活に支障をきたす場合を想定しています。</p>	例えば、どんなことを頼めるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・入通院時の送迎や付き添い ・簡単な家事 (掃除・洗濯・買物・食事準備) ・家族の見守り ・共同購入品の受け取り ・申込用紙等の記入 (WEB注文) ・買物、送迎、付き添い
備考 ※買物に関するケアとは… 共同購入品を届けてもらう・預かってもらう・買物を頼むなどの買物に関するケアや、申込用紙の記入 (WEB注文のサポート) に関するケアの事です。配達サービスのあるデポーでの配達も適用され、ケア金は実費を保障 (要・配達料レシート添付)	



生-② 高齢者・介護・養護に関するケア保障	ケア金 600円 / 1回あたり ※買物に関するケアは300円 / 1回あたり
手助けが必要な加入者、または同居家族 (高齢者 [65歳以上]、児童 [小学校3年まで]、障がいを持つ等) がいる加入者の日常生活の困りごとをサポートするためのケア保障	
例えば、どんなときに使えるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・定期健診のとき ・学校行事参加に家族を置いていけないとき ・障がいで高いところの作業ができないとき ・高齢で重いものが運べないとき ・高齢で目が不自由なので、家事を手伝ってもらった ・視覚障がいを持っている 	例えば、どんなことを頼めるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な家事 (掃除・洗濯・買物・食事準備) ・家族の見守りや託児、送迎の介助、付き添いなど ・話し相手や本を読んでもらうなど ・家具の移動、電球の付け替え ・庭の手入れ、ペットの世話 ・申込用紙等の記入サポート (読み上げ・説明・申込)



生-③ 災害時ケア保障	ケア金 600円 / 1回あたり ※買物に関するケアは300円 / 1回あたり
加入者の居住する住宅が災害により被害が生じたときにサポートしてもらうケア保障	
例えば、どんなときに使えるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害で住宅が被害にあったとき ・火災で被害にあったとき ・大雨が降り浸水してしまったとき ・大雪のとき 	例えば、どんなことを頼めるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・災害後の後片付け ・片付け中の託児や食事の準備 ・雪かきのお手伝い ・買物
備考 <ul style="list-style-type: none"> ・災害被害に対する補償ではありません。 ・加入者の居住する住宅に限ります。 ・ケア期間は罹災後60日以内とします（停電・断水等は回復するまで）。 	

生-④ 虹の街・千葉グループの社会福祉活動への参加を支えるためのケア保障	ケア金 600円 / 1回あたり 年間限度額6,000円まで
虹の街や生活クラブ千葉グループが運営する居場所や福祉施設などの活動へ参加するとき、またはエコロ制度を広げるための活動にエコロサポーターとして参加するときのケア	
例えば、どんなときに使えるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・虹の街やグループが運営する居場所（カフェ、子ども食堂、縁側等）の活動で人手が足りない時に、サポートや運営の手伝いをお願いして参加してもらったとき ・グループの生活困窮者支援やこどもの貧困に関する活動で人手が足りない時に、お願いして参加してもらったとき 	
備考 <ul style="list-style-type: none"> ・居場所の運営者（組合員）またはエコロコーディネーターを依頼者とします。 ・ケア者は依頼者から依頼された個人、またはエコロサポーターです。 	

生-⑤ 加入者本人または家族の儀式や行事により、長期または緊急に留守にするときのケア保障	ケア金 600円 / 1回あたり ※買物に関するケアは300円 / 1回あたり 年間限度額6,000円まで
学校・地域行事、地縁・血縁儀式等に、長期・緊急で参加する時の困り事をサポートしてもらったときのケア	
例えば、どんなときに使えるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・親戚の冠婚葬祭の時に 	例えば、どんなことを頼めるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・荷物の受け取り ・ペットの世話や庭木の水やり
備考 <ul style="list-style-type: none"> ・旅行など自己都合、就業を理由としたケアは対象としません。 ・長期・緊急に該当しない家族の見守りや託児は「生-②」で申請できます。 	



組合員活動保障

消費材を購入すること(共同購入)をする、企画に参加する、ブロック運営委員となって活動する・・・生活クラブのさまざまな活動に参加することを支えるしくみが、組合員活動保障です。



共同購入保障 年間限度額 合計 50,000 円

組-① 共同購入品・備品の盗難・破損

- ・共同購入品は被害額の実費(破損分)
- ・組合員ご自身でご用意した備品類は被害額の3分の1

※生活クラブで供給している受取ストッカー類については全額保障

配達された消費材またはデポーで当日購入した消費材、ストッカー・ショッピングカート・はかりなどの共同購入備品の破損・盗難・動物による被害など

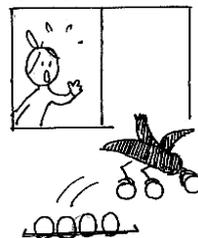
例えば、どんなときに使えるの？

(配達時の出来事)

- ・配達品の受取時や仕分け中に醤油びんを割ってしまった
- ・カラスに消費材を盗まれた
- ・強風でストッカーが飛ばされ紛失してしまった
- ・仕分け時の台車が壊れて新しい物を購入した

(デポーでのお買物に関する出来事)

- ・買い物帰りに卵を割ってしまった
- ・店内で消費材や備品をこわしてしまった
- ・店先に置いておいたカートが盗まれた



備考

- ・3営業日以内にセンター、デポーまでご連絡ください。
- ・配達場所、購入デポーから自宅戸口までの間の当日の事故に限ります。寄り道した場合は対象外です。
- ・被害後は対策を講じてください。同一備品につき年1回の保障です。
- ・受取ストッカー類とは、生活クラブで供給している個別配送用保冷箱、留守宅カバー、牛乳受取ストッカー(班)、冷凍冷蔵ストッカー(班)を指します。
- ・申請書類のほか、配達票または購入備品のレシート等が必要です。



事故保障

年間限度額 合計 50,000 円

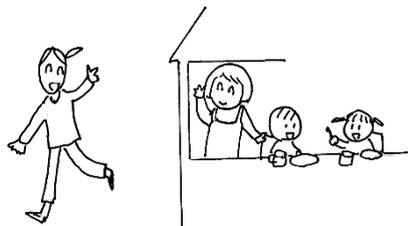
組-② 組合員活動中の不慮の事故による 入院・在宅療養	<ul style="list-style-type: none"> ・治療費実費 ・ケア金 600円 / 1回あたり
組合員活動中の本人・家族が不慮の事故で負傷し、入院・在宅療養したときの治療費実費とケア保障	
例えば、どんなときに使えるの？	
<ul style="list-style-type: none"> ・受取や買い物の行き帰りに転んでケガをした。歩行が不自由な間、買い物の代行を依頼した。 ・活動に参加している間に留守番していた子どもがケガをした 	
備考	
<ul style="list-style-type: none"> ・本人の居住する住宅内での事故は除く。留守番の児童は小学生までを対象とします。 ・送迎時等の車両事故の保障はありません。 ・申請書類のほか、医療機関の領収書が必要です。 	
組-③ 組合員活動中の不慮の事故による 賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ・治療費、修理費実費 ・被害相当額
組合員活動中での対人及び対物事故等で賠償責任が生じたとき (※自動車・バイクによる事故は除く)	
例えば、どんなときに使えるの？	
<ul style="list-style-type: none"> ・デポーで買い物中に、豆腐パックを落としてつぶれてしまった。 ・自転車で牛乳を取りにいった子どもが駐車中の車を傷つけた。 	
備考	
<ul style="list-style-type: none"> ・デポーク時の消費材等の破損も対象です。 ・申請書類のほか、治療費領収書、写真、修理費明細または領収書等が必要です。 	
組-④ 組合員活動中の不慮の事故による 自己所有物の破損・盗難・紛失及び自損事故	<ul style="list-style-type: none"> ・修理費実費 ・同程度の物の購入費用実費
組合員活動で使用した私物の破損、組合員活動費の盗難 (※自動車・バイクによる事故は除く)	
例えば、どんなときに使えるの？	
<ul style="list-style-type: none"> ・組合員活動の場、または自宅までの往復の間に活動に提供した私物の持ち物が破損した (お皿、ホットプレート、デジカメなど) ・料理会で自分のエプロンを焦がしてしまい買い替えた ・活動で使用していた自転車を盗まれてしまった 	
備考	
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化によるものを除きます。 ・共同購入品の受け取り・デポーでの買い物時は行き帰りのみを保障します。寄り道した場合は対象外です。 ・自動車・バイクの車両事故は対象外です。(自転車の使用は対象) ・自転車・組合員活動費の盗難は年間1回まで警察署の盗難受理番号等が必要です。 ・申請書類のほか、写真、修理費明細または領収書等が必要です。 	



活動保障

年間限度額 合計 70,000 円

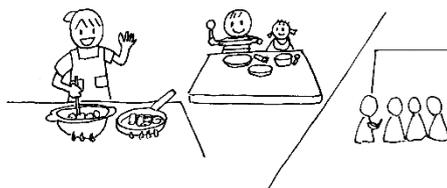
組-⑤-1 託児・高齢者・障がい者の見守りケア	1人につきケア金 600円 / 1時間あたり 1回の限度額は1人あたり3,000円まで (複数人数の場合は人数に乗じる)
<p>例えば、どんなときに使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活クラブの試食会に出る間に自宅に来てもらい、介護の必要な家族の世話をお願いした 生活クラブの企画に参加したが、託児がなかった時 <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動サポーター、ワーク、エコロサポーターとして稼働するための申請は対象外です。 コミュニティの独自活動は「生-②」で申請できます 	



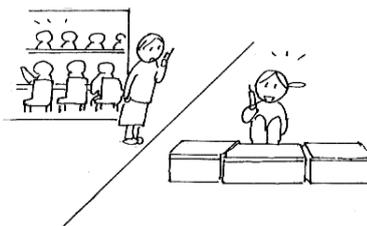
組-⑤-2 延長保育サービスの利用	延長保育の実費補助
<p>例えば、どんなときに使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活クラブの会議や企画に参加するので延長保育を利用した <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書類のほか、事業者の請求書・領収書等の金額またはサービスのルールがわかるものが必要です。(コピー可) 	

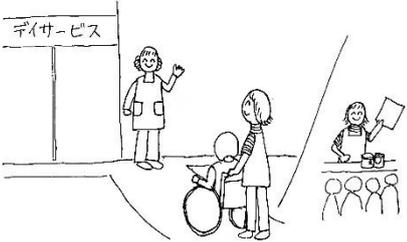


組-⑤-3 家事援助	ケア金 600円 / 1回あたり
<p>例えば、どんなときに使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員活動が長引いたとき友人が自宅に来て子どもの食事をつくってくれた 	



組-⑤-4 共同購入品の受け取り	ケア金 300円 / 1回あたり
<p>例えば、どんなときに使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> 組合員・役員活動中の共同購入品の受け取りや仕分・デポーへの買い物 	



<p>組-⑤-5 介護サービスの利用補助 (役員活動のみ)</p>	<p>介護サービスの利用者負担額 1回につき3,000円を上限に補助</p>
<p>例えば、どんなときに使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議や企画に参加するため介護が必要な家族のデイサービスを利用した 	
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類のほか、事業者からの請求書または領収書等の金額がわかるものが必要です。 (コピー可) 	

組合員は誰でも こんな時、エコロ制度が使えます

日常生活保障(ケアを受けられます)

→ケア者派遣・ケア金の給付(年間15,000円まで)

- ・病気やケガをしたとき(食事作りや掃除などの家事一般)
- ・災害にあったとき(掃除や片付けなど)
- ・親族の冠婚葬祭で留守にするとき(庭の水やりやペットの世話など)



組合員活動保障(給付が受けられます)

(領収書等が必要です)

→治療費・修理費・被害相当額の給付(年間50,000円まで)

- ・班の受け取りストッカーが老朽化したり、盗難にあった時(交換等)
- ・デポ一の買い物や配達品の受け取り時・帰り道に、食材等を落として割った時(被害相当額)
- ・デポ一の買い物や配達品の受け取り時・帰り道等にころんで怪我をした時(治療費)
- ・配達品の盗難や動物被害にあった時(被害相当額)
- ・コミュニティの独自活動中に賠償責任が生じたとき(被害相当額)

さらに!



65歳以上の組合員
家事援助
(年間15,000円まで)

*元気な時でも使えます!

無理をせず、そうじや庭の手入れなどを手伝ってもらいながら暮らしませんか? 手伝ってもらいながら一緒に作業すると早く済んで、疲れず、すっきり。買い物の配達、おふろの掃除、窓ふき、電球の取り替えなどの作業も依頼できます。



「子どもが帰省した時にやってもらおう」と思っているようなことも、エコロ制度を使えば早く片付けることができますよ!

**小学校3年生までの
子どもがいる組合員**



託児・家事援助
年間15,000円(一部70,000円まで)

*託児・家事支援をお願いして、積極的に学校行事や地域行事にも参加することを応援します! そんな時、がまんしないで、がまんさせないで手伝ってもらいませんか?

- ・学校行事に参加するとき(PTA会議含む)
- ・地域行事に参加する時(自治会会議等含む)
- ・通院・健康診断受診時
- ・引越し前後
- ・産前・産後やつわりの時
- ・コミュニティ活動(独自活動含む)の時
(同じコミュニティメンバーの方はケア者にはなれません)
- ・生活クラブの企画に参加する時



(託児がない企画のみ 延長保育は実費補助)

**支援が必要な方
(高齢者・障がいを持つ方)
が家族にいる組合員**

見守り・家事援助
年間15,000円(一部70,000円まで)

■生活と自治「リーディングサービス」実施中

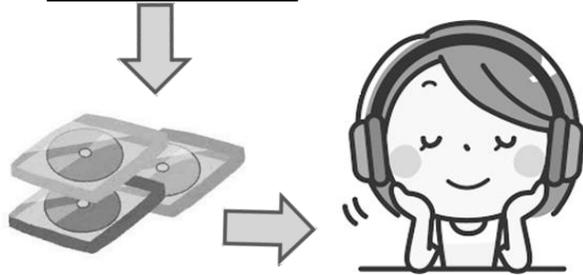
(日常生活保障の給付となります)

「生活と自治」リーディングサービスについて (利用者負担なし)



目の不自由な方や、小さい字が見えなくなってきた、という方のために、「生活と自治」を音声で読みあげ、CDでお届けするシステムです。

- ◆ 利用を希望される方には、毎月ご自宅に音訳CDをお届けします。
- ◆ プレクストーク仕様のCDまたは通常のCDをお選びください。
- ◆ 「おためし」で聞いてみたい方もお気軽にお問い合わせください。
- ◆ 組合員本人とご家族が利用対象です。
- ◆ 「文字を読むことが難しい方」を想定したサービスです。



問合せ先：福祉・たすけあい事業部

このサービスを必要としている方が
いましたらぜひご紹介ください！

託児ケアシステム「風船」

少しの時間だけど、子どもと離れてリフレッシュ！
自分だけの時間を持てるってうれしい！

料理会や
生産者交流会、
ライフプラン講座、
クラフト制作など
楽しい企画が
たくさん！



エコロ制度に
加入している
組合員は、
無料で利用
できるのよ！

初めての託児でも、託児ケア者さんが
やさしく見守ってくれるから安心！

生活クラブ虹の街の託児は、認定NPO法人VAIC
コミュニティケア研究所に託児ケアシステム
「風船」として業務委託
しています。
託児経験が豊かな子育ての先輩がスタッフとして登録をしており、子育てに関する相談にも対応しています。
ケア者対象の研修を開催するなど、日頃のケアの質の向上に努めています。



■ エッコロ制度のケアを依頼する団体紹介

エコロ制度のケアを依頼する団体です。生活クラブ千葉グループの一員として、ともに暮らしやすい地域社会の実現をめざし、生活支援サービスをはじめとした様々な事業を各地域で実施しています。
 (※エコロ制度を活用せず、直接の生活支援(有料)に関するご相談は、福祉・たすけあい事業部へお問い合わせ下さい)



地域をつなぐ 認定 NPO 法人
VAIC コミュニティケア研究所



生活支援サービス

私たちは住み慣れた地域で、その人らしい暮らしができるよう応援します。

～私たちが大切にしていること～

- 私たちは、ご本人の意思を尊重したケアを行います
- 私たちは、ご本人の自立に向けた支援を行います。
- 私たちは、介護する方の負担を軽減します。

認定 NPO 法人 VAIC コミュニティケア研究所に直接依頼される場合のサービス内容について
 ※エコロ制度で依頼する場合はこの限りではありません。

<サービス内容>

- 家事援助 住まいの掃除・洗濯・食事づくり・買い物など
- 外出付き添い ひとりで外出が不安な方の通院や散歩・買い物など
- 見守り・話相手 家族の外出時に一緒に過ごす
- 入院・退院時のサポート 入退院時の荷物の整理や病院への付き添い
- 産前・産後サポート 産前産後の家事の手伝い(育児は含みません)

<利用できる時間帯>

AM8:00~PM6:00
 1回のサービスは1時間から

<利用料金>

平日(月~金) 1時間 1,600円
 土・日・祝日 1時間 2,000円
 時間外 1時間 2,000円
 ※エコロ制度でのケア金は別設定

<利用できる地域>

- ◆千葉市稲毛区を中心としたエリア
- ◆柏市光ヶ丘を中心としたエリア

ご利用までの流れ

電話で
 ご相談

コーディネーターが
 訪問しお話を伺いま

困りごとや、希望などをお聞きしながら具体的な
 援助内容や時間について決めます。
 必要に応じて他のサービスもご紹介します。

契約

サービス
 提供

例えば、こんな依頼に対応します！

<留守番・見守り>

見守りが必要な父親の介護をしているが、出かけなければならなくなったために父親の話し相手や留守番をしてほしい。

<住まいの掃除>

退院したばかりで、思うように動けないため、部屋やトイレの掃除をお願いしたい。

<産後のサポート>

二人目を出産して退院してきたばかり。二人の子どもの世話でご飯をつくる時間もないため、食事の準備と後片付けをお願いしたい。

<介護保険ではできないことお手伝い>

犬の散歩などペットの世話・窓ガラス磨き・花木の水やり・植木の剪定・草むしり家具などの移動やお部屋の模様替え・布団干しなど

<買い物代行>

膝痛のために歩けなくなってしまったので、買い物に行ってきてほしい。



特定非営利活動法人

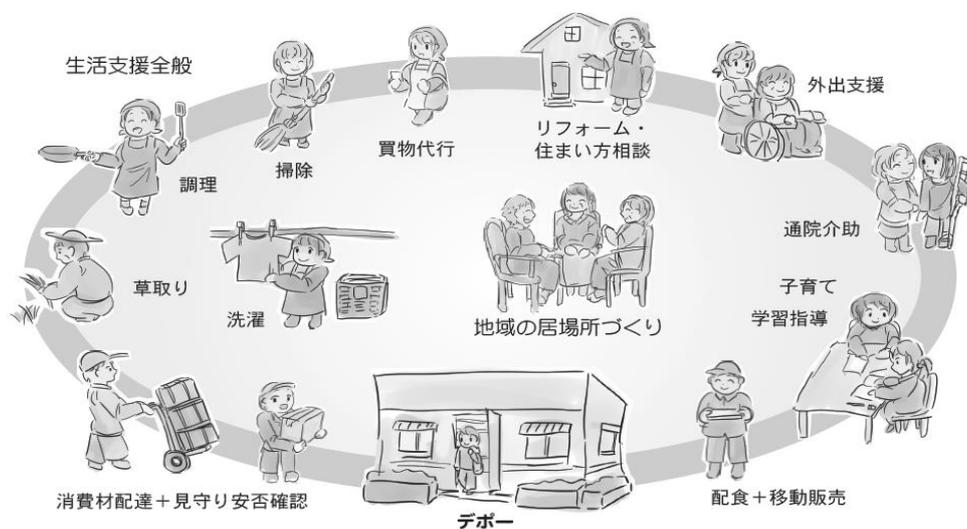
ワーカーズ コレクティブ 千葉県連合会

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために

ワーコレ

W.Coのめざす生活支援サービス

- ※ 地域で見守る お互いさまのたすけあい支えあいです。
- ※ 暮らしを支え人に寄り添う自立支援サービスです。
- ※ 諦めないで、何が出来るか一緒に考えます。
- ※ おおぜいの私の役割と働き場を作り出します。
- ※ ひとりにさせません。人を繋ぐネットワークで支えます



W.Coの生活支援サービス・ネットワーク

- たすけあい事業所・・・暮らしを支える生活支援サービス（子供～高齢者）
- 居場所事業・・・地域の縁側・居場所づくり
- 学習&就労サポート・・・塾・困難を抱える子供の居場所づくり
- リサイクルショップ・・・片づけ・生前整理・遺品整理
- 食事業所・・・仕出し・惣菜・配食・レストラン
- 配送事業所・・・OCR 記入、相談窓口・見守り
- デポー業務・・・移動販売（松葉町・真砂 限定）、買物お届けサービス（みつわ台・大津ヶ丘・園生 限定）+コミュニティ拠点・相談窓口・見守り

W.Coのたすけあい事業所

地域（拠点）	事業所名	事業内容
柏市松葉町（民家ギャラリー結）	ういず （訪問型サービス A 事業所）	街の縁側・居場所づくり、生活支援
柏市大津ヶ丘（大津ヶ丘スペース結）	ういず	街の縁側・居場所づくり、生活支援
（お問い合わせください）	ういず	子どもの一時預かり・居場所
野田市清水	紙ふうせん	レストラン、遺品整理、生活支援
船橋市・市川市・浦安市	ねこの手市川・船橋	生活支援
佐倉市江原台（オアシス）	ねこの手さくら	街の縁側・居場所づくり、生活支援・ガーデニング
成田市橋賀台	ふくちゃん	街の縁側・居場所づくり、生活支援

生活クラブ 福祉・たすけあい 8原則

日本では世界で類を見ない速度で少子高齢化が進んでいます。ゆたかな人の関係に支えられた、希望のもてる、持続可能な地域づくりが急務の課題です。私たち生活クラブの福祉活動は、利用者、家族、地域市民、事業者、働く人など多様な利害関係者（ステークホルダー）が相互に協力しながら展開してきました。

誰もが当事者として自己決定にもとづいて生きるしるきを積み重ねてきたことが誇るべき特長です。この強みを各地の生活クラブ、運動グループ、提携生産者が共有し、その地域に必要な機能を描き、「福祉の自給ネットワークづくり」をめざして、「生活クラブ 福祉・たすけあい 8原則」を定めます。

1

多様性

一人ひとりがちがいを認めあいながら、対等につながり、よろこびを分かち合える社会をめざします。



2

尊厳の尊重

生まれた時から最期の一日まで、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域をつくります。



3

参加型社会

子育て、介護、社会的孤立を地域全体の課題と考え、お互いにたすけあ参加型のしるきをつくります。



4

働きがいのある人間らしい仕事

生活と仕事が調和し、社会を豊かにする多様な働き方・働く場をつくります。



5

居場所づくり・役割づくり

あらゆる人が、心おだやかに楽しく過ごせる居場所づくり・役割づくりをすすめます。



6

子育て支援

子どもが笑顔で暮らせるように、地域全体で、子ども支援・親支援に取り組みます。



7

介護支援

介護する人・受ける人がどちらも、安心して毎日過ごせるようサポートします。



8

社会的孤立への支援

貧困と孤立を見過ごさず、寄り添い、伴走することで自立を後押しします。



■ エッコロの歴史

エッコロ制度の歩み	年代	生活クラブ福祉活動の歩み
●エッコロ制度誕生 生活クラブ共済制度として7月に開始。全労済へケアの一部を委託掛金は月200円	1986	
●7月より新制度開始 掛金は月200円	1991	
●愛称が「エッコロ」になる 生活クラブの共済制度の愛称が ECCOLO (エッコロ、イタリア語で「はい、どうぞ」の意味) となる	1992	
	1994	●たすけあいネットワーク事業活動開始 在宅ケア事業を開始。事業を担うワーカーズコレクティブなどと活動 ●CO・OP共済《たすけあい》取組開始
●10月より新制度開始 エッコロ共済を見直しエッコロ制度とする 掛金200円から100円に引き下げ 組合員活動保障、福祉基金を新設	1998	●たすけあい倶楽部を支える会が高齢者福祉施設「風の村」の支援団体として、社会福祉法人たすけあい倶楽部設立
●託児ケアシステム開始 全労済との提携部分を5月末で廃止	2000	●八街市に高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム）「風の村」開設
	2002	●生活クラブ生協を母体とする、社会福祉事業や地域福祉推進に関する調査機関「コミュニティアケア研究所（CCI）」設立
●エッコロ予算より、骨密度測定器を購入	2004	●たすけあいネットワーク事業が生協事業から分離し、社会福祉法人たすけあい倶楽部と統合、新法人「社会福祉法人生活クラブ」設立 ●たすけあい倶楽部を支える会が「生活クラブ・ボランティア活動情報センター（VAIC）」へ改組
●エッコロ制度見直しプロジェクト設置	2007	
●エッコロ制度改正 共同購入保障の充実、OCR記入代行、延長保育、地域活動による代行等、加入祝い金新設 掛金100円（各保障75円、福祉基金25円）	2008	●VAICとCCIが合併しNPO法人VAICコミュニティアケア研究所（VAIC-CCI）設立
●託児ケアシステムをVAIC-CCIへ委託 ●生活クラブ葬「風の旅」開始	2009	●VAIC-CCIが託児ケアを事業化し、託児ケアシステム風船として事業開始
●エッコロ制度見直しプロジェクト設置 ●エッコロ福祉基金を、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金の冠ファンドとしてオリジナルの助成金としてプログラムをつくり運営開始	2013	●買物弱者支援事業として、移動販売「デポーマルシェ便」をデポーマルシェ、松葉町で開始 ●児童養護施設「生活クラブ風の村はぐくみの杜君津」開設 ●はぐくみの杜君津の支援団体「はぐくみの杜を支える会」設立（2015年にNPO法人格取得） ●生活クラブ共済はぐくみ取組開始
●エッコロ制度改正 「日常生活保障」新設 ケアの担い手創出とケアコーディネートのおたすけ隊のしくみ作り 地域住民同士のたすけあう関係性を作る「エッコロおたすけ隊」創出 ケアの専門性・継続性を確保するために、ワーカーズコレクティブ、VAIC-CCIの生活支援事業と委託契約を結ぶ	2014	
	2015	●虹の街が生活相談・家計再生支援貸付事業を開始 千葉市中央区に「くらしと家計の相談室」開設
●生活と自治の音訳CD「リーディングサービス」開始 ●エッコロ見直しプロジェクト設置	2016	

●2017年度主な制度改正内容

- エッコロケア依頼の窓口を新たに設置しました。千葉ブロックと佐倉ブロックはエッコロコーディネーター、他4ブロックは総合窓口が受け付けます
- ケアの担い手として、ケア者の個人登録を可能にしました。登録した方を、エッコロサポーターと呼びます。
- エッコロ福祉基金は、虹の街に関する福祉活動・事業に活用する「エッコロファンド」と、広く地域にむけた「エッコロ福祉助成」の2種類とします。

■ エッコロ制度規約と細則

生活クラブエコロ制度規約

第一章 総則

【目的】

第1条 生活クラブエコロ制度（以下エコロ制度という）は、生活クラブ生活協同組合（以下生活クラブという）の組合員が安心して共同購入および組合員活動に参加できる共済システムづくりと、地域のたすけあい活動を支える「福祉基金」の設置を目的とします。

【保障】

第2条 生活クラブは、加入者から掛金を受取り、期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。但し保障の限度額は1年間の合計100,000円までとします。

《保障内容》

日常生活保障として(1)から(7)を設置し、組合員活動保障として(8)から(14)を設置する。

- (1) 加入者本人または家族の入院・在宅療養時のケア
- (2) 手助けが必要な加入者、または家族（高齢者、児童、障がいを持つ等）がいる加入者へのケア
- (3) 加入者の住宅災害時のケア
- (4) 生活クラブ及び生活クラブ千葉グループ各団体の社会福祉活動への参加を支えるためのケアと補助
- (5) 加入者本人または家族の儀式や行事により、加入者本人が長期または緊急に留守にするときのケア
- (6) 生活困窮者へのケア
- (7) (1)～(6)のケア者のコーディネート
- (8) 配達当日の共同購入品・備品の盗難・破損、デポーでの盗難・破損、買い物帰りの盗難・破損
- (9) 活動中に加入者および同居家族が不慮の事故に遭遇し、入院・通院・在宅療養したとき
- (10) 活動中に加入者および同居家族の責任で対人・対物により賠償責任が生じたとき
- (11) 活動中に加入者が不慮の事故により自己所有物の破損・盗難・紛失及び自損事故（自動車・バイクによる事故は除く）を起こしたとき
- (12) 組合員活動・役員活動を支えるケア
- (13) (12)のケア者のコーディネート

【エコロ制度の管理・運営】

第3条 エッコロ制度の自律的かつ円滑な運営をはかるために、福祉委員会が管理・運営を行います。

2. エッコロ福祉基金は掛金のうち100分の20を振り分け、別に定めるエコロ福祉基金運営管理規程に則り運営します。

【福祉委員会の審議事項】

第4条 福祉委員会は、生活クラブの総代会・理事会の決定に基づき次の事項を審議します。

- (1) エッコロ制度事由発生の処理に関する事項
- (2) エッコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エッコロ福祉基金の運営管理
- (4) 事業案の策定に関する事項
- (5) その他、エコロ制度運営上必要とされる事項

第二章 契約

【加入者の範囲】

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができる者は生活クラブの組合員とします。

【加入手続き】

第6条 生活クラブに申請し、生活クラブの受理をもって加入とします。

【掛金及び払込方法】

第7条 掛金は月額100円とし、生活クラブの指定する日までに生活クラブに払い込むものとします。

2. 掛金の払い込み方法は、別に定める細則によるものとします。

【効力の開始と消滅】

第8条 共済効力の開始は、生活クラブの組合員として加入申込書を提出した日とします。

2. 効力の消滅は、最終掛金払込月の翌月末日とします。

【共済期間と解約】

第9条 共済期間は4月1日～3月31日までとし、解約をする場合は、所定の解約届を提出するものとします。

【変更の届出】

第10条 加入者は共済契約の成立後、次の変更が生じた時は遅滞なく生活クラブに届け出るものとします。

(1) 加入者の氏名

(2) 住所

【契約の消滅】

第11条 契約は加入者が生活クラブを脱退した時、または死亡した時消滅します。

【効力の停止】

第12条 加入者が掛金を滞納した時、その未払い期間については効力を停止します。

第三章 共済事由の申請および給付金の支払い

【事由発生の報告】

第13条 加入者または家族は共済事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生活クラブに報告し、所定の手続きをとるものとします。

【給付金の支払い請求】

第14条 給付金の受取人は共済事由が発生したときは、その発生から60日以内に支払い請求書と細則に定める添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。ただし、請求時に組合員であることとします。

【給付金の支払い】

第15条 給付金は事由内容を規約および細則にそってブロック運営委員会が審査し、ブロック運営委員会が支払い手続きを行うものとします。

第16条 給付金の受取人は、加入者本人及びケア者とし、ます。

【時効】

第17条 給付金の申請者が給付金の請求手続きを事由発生から1年間怠ったとき、生活クラブは給付金の支払い義務を免れるものとします。

【調整】

第18条 給付金の支払いに関し、生活クラブと受取人の間に疑義が生じたときは、福祉委員会において調整するものとします。

第四章 その他

【業務委託】

第19条 生活クラブはエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託できるものとします。

【細則】

第20条 この規約に定めるもののほか、活動のための手続

き、その他業務の執行に必要な事項は、別途細則を定めるものとします。

【附則】

第21条 この規約は1986年7月1日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は、生活クラブの総代会において行うものとします。

3. この規約は、1987年、1988年、1990年、1992年、1993年、1994年、1996年、1998年、1999年に改正されました。

4. この改正規約は、2000年6月1日から施行するものとします。

5. この改正規約は、2002年6月1日から施行するものとします。

6. この改正規約は、総代会決定後、2003年5月29日から施行するものとします。

7. この改正規約は、総代会決定後、2007年6月1日から施行するものとします。

8. この改正規約は、総代会決定後、2008年6月1日から施行するものとします。

9. この改正規約は、総代会決定後、2009年6月20日から施行するものとします。

10. この改正規約は、総代会決定後、2013年6月19日から施行するものとします。

11. この改正規約は、総代会決定後、2014年6月21日から施行するものとします。

12. この改正規約は、総代会決定後、2017年6月23日から施行するものとします。

生活クラブエッコロ制度細則

（総則）

第1条 エッコロ制度規約（以下「規約」という）第20条にもとづき、エッコロ制度に必要な事項はこの定めによるものとします。

（家族の定義）

第2条 規約に規定する「家族」は同一生計の親族と別居の2親等以内とします。

（不慮の事故の定義）

第3条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下の通りとします。

- (1) 交通事故不慮の中毒不慮の墜落
- (2) 天災火災及び火焰による不慮の事故
- (3) 不慮の溺没
- (4) 不慮の打撲
- (5) その他福祉委員会が特に認めたもの

（組合員活動の定義）

第4条 規約に規定する「組合員活動」とは理事会、ブロック運営委員会等で承認されたものとし、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会・集会・イベント・共同購入の授受、デポの買い物などとし組合員に同行している家族も含まれます。また、留守番をしている小学生以下の子どもも含まれます。

（規約第2条第12号の範囲）

第5条 規約に規定する「役員」とは理事、監事、ブロック運営委員、消費委員、環境委員、福祉委員、その他理事会、ブロック運営委員会で認めたものとします。

（共同購入備品の定義）

第6条 規約に規定する「共同購入備品」とは、共同購入を行うために組合員が購入した物、班員が共同して購入した

もの、リースしたもの等を含みます。

（共済期間をまたがる事由の取扱い）

第7条 事由が共済期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の共済期間に通算するものとします。

（掛金の払込方法）

第8条 規約第7条の掛金の払込み方法は、毎年度の共同購入品代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。

（解約方法）

第9条 規約第9条で規定する解約方法は、所定の解約届を該当月の10日までに提出することとします。

2. 解約を申し出ない場合は、共済契約はさらに1年間継続するものとします。

（保障内容）

第10条 規約第2条に規定する共済期間中に発生した事由に対する保障内容及び規約第14条に規定する支払い請求に必要な提出書類は別表の通りとします。

（ケア及びケア者の定義）

第11条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、「ケア者」とは、それを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護は含めないものとします。

（附則）

第12条 この細則は1986年7月1日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は、生活クラブの理事会において行うものとします。

3. この細則は、1987年、1988年、1990年、1992年、1993年、1994年、1996年、1998年、2000年、2003年に改正されました。

4. この改正細則は、2003年3月21日から施行するものとします。

5. この改正細則は、2008年6月1日から施行するものとします。

6. この改正細則は、2009年4月21日から施行するものとします。

7. この改正細則は、2013年8月28日から施行するものとします。

8. この改正細則は、2014年6月21日から施行するものとします。

9. この改正細則は、2014年6月26日から施行するものとします。

10. この改正細則は、2017年6月23日から施行するものとします。

■連絡先一覧

●エコロ制度全般（給付申請・エコロサポーター登録）問い合わせ先

ブロック	所属センター・デポー	所在地	エコロ問合せ先
柏 ブロック	センター柏	(センター柏) 〒277-0872 柏市十余二字下大塚 380-97	☎04-7134-3801 (FAX 04-7134-3806)
	デポー大津ヶ丘・松葉町・おおたかの森		
千葉 ブロック	センター千葉	(センター千葉) 〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-13	☎080-1053-1273 エコロコーディネーター
	デポー真砂・みつわ台・園生		☎043-278-7629 (FAX 043-270-1985)
佐倉 ブロック	センター佐倉	(センター佐倉) 〒285-0837 佐倉市王子台 6-3-9	☎080-1017-7867 エコロコーディネーター
	デポー木刈		☎043-461-7868 (FAX 043-460-1380)
松戸 ブロック	センター松戸	(センター松戸) 〒270-2214 松戸市松飛台 398-1	☎047-385-4646 (FAX 047-330-6600)
	デポー新松戸		
市原 ブロック	センター市原	(センター市原) 〒299-0107 市原市姉崎海岸 43	☎0436-60-1583 (FAX 0436-60-1510)
ベイ ブロック	センターベイ	(センターベイ) 〒272-0014 市川市田尻 1-10-9	☎047-379-1540 (FAX 047-393-6353)
	デポー浦安		
福祉・たすけあい事業部		〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12	☎043-278-7768 (FAX 043-279-7490)

★ケア依頼窓口（直接ケアを頼める人がいない場合）

柏・松戸・市原・ベイブロック	千葉ブロック	佐倉ブロック
<総合窓口> ☎080-1053-1264	<エコロコーディネーター> ☎080-1053-1273	<エコロコーディネーター> ☎080-1017-7867
受付曜日 月・水・金 受付時間 13:00～16:00 まで		



生活クラブ虹の街 エコロ制度ガイドブック（2018年7月改訂版）

発行日／2018年7月 発行者／生活クラブ虹の街 編集責任／福祉委員会
ホームページ <http://chiba.seikatsuclub.coop>